※　平成２１年４月１日から、全日制普通科においては、隣接学区からの入学許可制限は第１学年生徒定員の２０％以内としています。

# 県立高等学校の通学区域（学区）について

県立高等学校の全日制普通科にはそれぞれ通学区域があり、それ以外の学科※1については県下一円となっています。通学区域とは、各県立高等学校への出願が認められている区域のことです。福島県教育委員会では、県民の皆様に現在の通学区域制度について理解していただくとともに、今後の在り方について皆様からの意見に耳を傾けながら、より良い制度となるように検討してまいります。

## 現在の県立高等学校全日制普通科の通学区域制度の内容

### 1 県立高等学校全日制普通科の通学区域は次のとおりです。

❶県北　❷県中　❸県南　❹耶麻
❺会津　❻相馬　❼双葉　❽いわき

黄色の部分は共通区です。

### 2 各通学区域は、「固定区」と「共通区」で構成されています。

⑴固定区：１つの通学区域にのみ属する区域(市町村等)。
⑵共通区：２つの通学区域に属する区域(市町村等)。

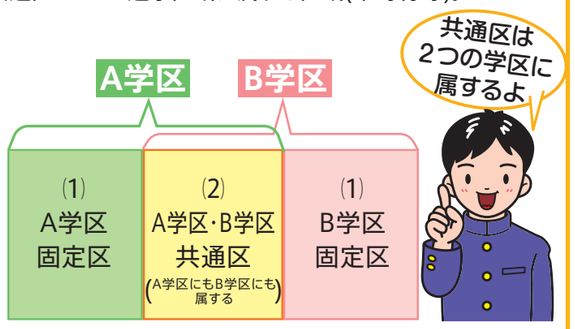


### 3 各通学区域から出願できる県立高等学校全日制普通科は次のように決められています。

⑴出願者の保護者が住んでいる通学区域内の県立高等学校全日制普通科へ出願でき、定員※2まで入学できます。
⑵出願者の保護者が住んでいる通学区域と隣接する※3通学区域内の県立高等学校全日制普通科へは出願できますが、入学できるのはその高等学校の全日制普通科1学年定員の3%または8%※4までです。
⑶出願者の保護者が住んでいる通学区域と隣接していない通学区域内の県立高等学校全日制普通科へは出願できません。

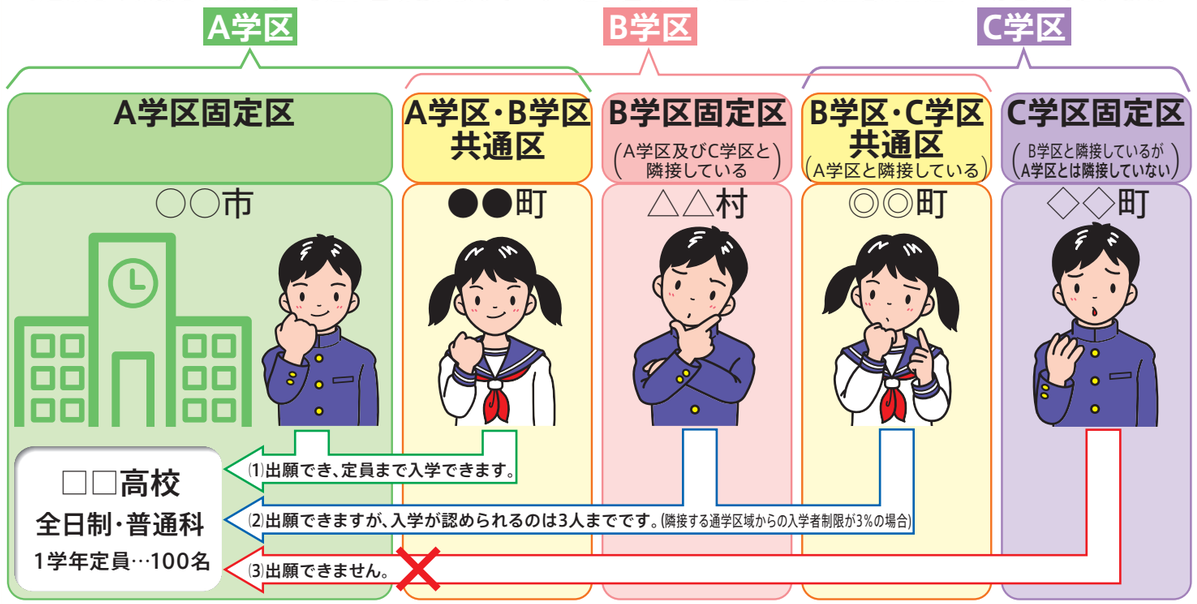


※1　「それ以外の学科」とは、農業科、工業科、商業科、家庭科、水産科、総合学科、理数科、英語科、国際文化科、国際科学科、文理科、体育科、デザイン科学科、国際・スポーツ科並びに分校の学科並びに定時制及び通信制の課程の学科です。
※2　「定員」には、隣接する通学区域からの入学者を含みます。
※3　「隣接する」とは、通学区域の境界が地理的に接していることをいいます。
※4　隣接する通学区域からの入学者制限は、耶麻学区、相馬学区及びいわき学区では８%、その他の通学区域では３%です。

## 県立高等学校通学区域図

㊏は、県立高等学校全日制普通科です。

❶県北　❺会津
❷県中　❻相馬
❸県南　❼双葉
❹耶麻　❽いわき

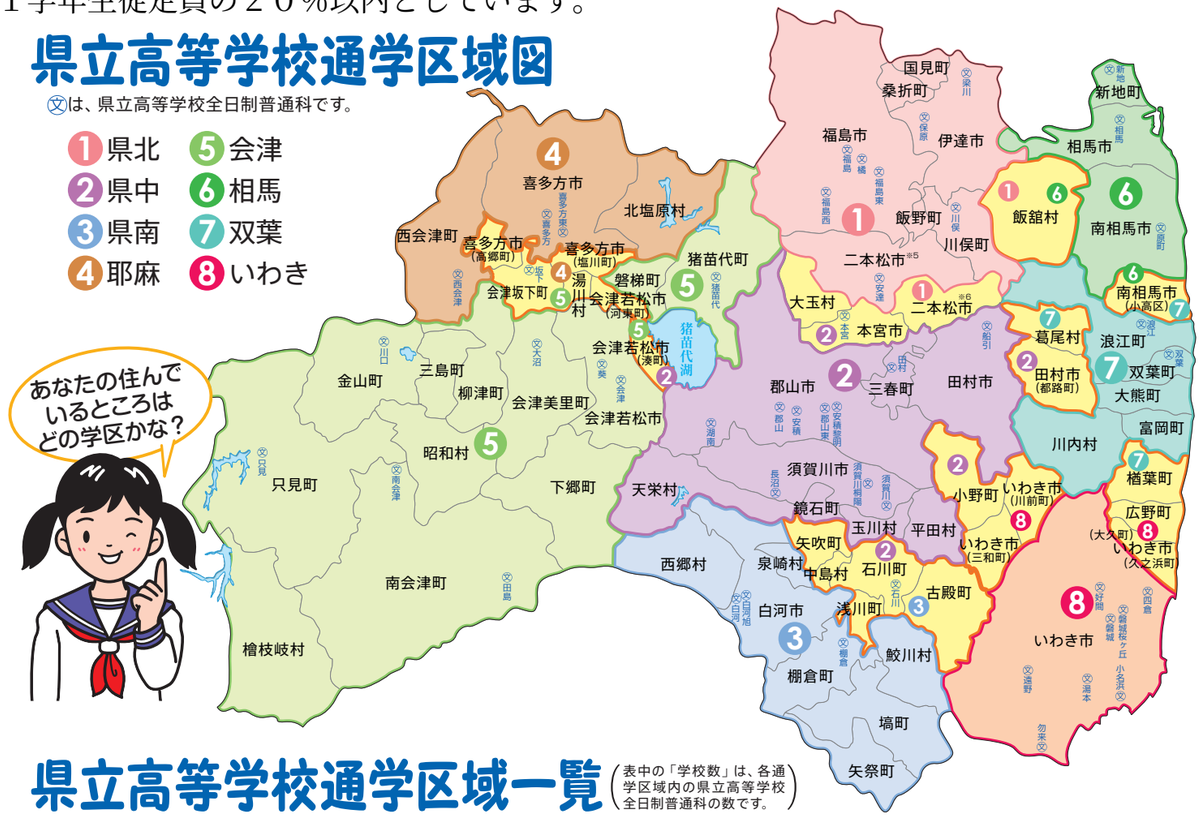


## 県立高等学校通学区域一覧

（表中の「学校数」は、各通学区域内の県立高等学校全日制普通科の数です。）

| 番号 | 学区名 | 固定区 | 学校数 | 共通区 | 学校数 |
|---|---|---|---|---|---|
| ❶ | 県北 | 福島市、飯野町、川俣町、伊達市、桑折町、国見町、二本松市※5 | 8 | 二本松市※6、大玉村、本宮市、飯舘村 | 1 |
| ❷ | 県中 | 郡山市、須賀川市、鏡石町、天栄村、玉川村、平田村、田村市(都路町の区域を除く。)、三春町 | 10 | 二本松市※6、大玉村、本宮市、石川町、浅川町、古殿町、田村市都路町、小野町、中島村、矢吹町、会津若松市湊町、葛尾村、いわき市川前町及び同市三和町 | 2 |
| ❸ | 県南 | 白河市、西郷村、泉崎村、棚倉町、塙町、矢祭町、鮫川村 | 3 | 石川町、浅川町、古殿町、中島村、矢吹町、 | 1 |
| ❹ | 耶麻 | 喜多方市(塩川町及び高郷町の区域を除く。)、北塩原村、西会津町 | 3 | 会津若松市河東町、喜多方市塩川町及び同市高郷町、会津坂下町、湯川村 | 1 |
| ❺ | 会津 | 会津若松市（湊町及び河東町の区域を除く。)、磐梯町、猪苗代町、南会津町、下郷町、檜枝岐村、柳津町、会津美里町、三島町、金山町、昭和村、只見町 | 8 | 会津若松市湊町及び同市河東町、喜多方市塩川町及び同市高郷町、会津坂下町、湯川村 | 1 |
| ❻ | 相馬 | 新地町、相馬市、南相馬市(小高区の区域を除く。) | 3 | 南相馬市小高区、飯舘村 | 0 |
| ❼ | 双葉 | 浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、川内村 | 2 | 田村市都路町、葛尾村、南相馬市小高区、楢葉町、広野町、いわき市久之浜町及び同市大久町 | 0 |
| ❽ | いわき | いわき市(川前町、三和町、久之浜町及び大久町の区域を除く。) | 8 | 小野町、楢葉町、広野町、いわき市川前町、同市三和町、同市久之浜町及び同市大久町 | 0 |

※5　二本松市の小浜、成田、西勝田、上長折、長折、下長折、西新殿、東新殿、杉沢、初森、上太田、田沢、百目木及び茂原の区域を除く。
※6　二本松市の小浜、成田、西勝田、上長折、長折、下長折、西新殿、東新殿、杉沢、初森、上太田、田沢、百目木及び茂原。

## 福島県学校教育審議会はその答申において、県立高等学校全日制普通科の通学区域については、「県下一円にすることが適当である」としました。

福島県教育委員会は、平成１７年１０月に福島県学校教育審議会に対し、県立高等学校の通学区域の在り方を含む「ふくしまの未来を担う人づくりについて」諮問し、今年の５月３０日にその答申を受けました。９回の審議会と４回の専門調査員会のほか、学校訪問及びアンケート調査、公募した県民意見等を踏まえて、審議会では、県立高等学校全日制普通科の通学区域については次のことに配慮しながら県下一円にすることが適当であるとしました。

- 各県立高等学校普通科の特色化を図り、生徒の学校への満足度を更に高めること。
- 中学校における適切な進路指導と中学校と高等学校との進路指導の連携を図ること。
- 各関係機関に周知徹底し、十分に県民の理解を得るとともに、例えば移行措置についても考慮すること。

## 県立高等学校の通学区域に関するアンケート調査を実施します！

福島県教育委員会では、後日、一部の中学校の２・３年生と県立高等学校の１年生及びその保護者の方を対象にアンケート調査を実施しますので、対象となった方は、御協力くださるようお願いいたします。

県立高等学校全日制普通科の通学区域についての問い合わせは、教育庁県立学校グループまでお願いします。TEL０２４-５２１-７７７２　FAX０２４-５２１-７９７３